

写

監 内 第 52 号

令和 6 年 12 月 24 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 鈴木 將 敬

伊東市監査委員 長 沢 正

令和 6 年度第 1 回定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 6 年度第 1 回定期監査等を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第 1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和 2 年伊東市監査委員告示第 2 号）に基づいて実施した。

第 2 監査の種類

施設監査

第 3 監査の期間

令和 6 年 10 月 10 日から令和 6 年 12 月 23 日まで

第 4 監査の対象

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの以下の施設等における財務に関する事務（施設設備等の維持管理事務を含む。）の執行及び経営に係る事業の管理

部 名	対象施設等	書類監査実施日	本監査実施日
市 民 部	対 島 出 張 所	令和 6 年 10 月 25 日	令和 6 年 11 月 8 日
教 育 部	伊 東 小 学 校	令和 6 年 10 月 28 日	令和 6 年 11 月 6 日
	門 野 中 学 校	令和 6 年 10 月 25 日	令和 6 年 11 月 8 日
	八 幡 野 幼 稚 園	令和 6 年 10 月 25 日	令和 6 年 11 月 8 日
	荻 幼 稚 園	令和 6 年 10 月 28 日	令和 6 年 11 月 6 日
	玖 須 美 保 育 園	令和 6 年 10 月 28 日	令和 6 年 11 月 6 日

第 5 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 施設における安全管理は適正に行われているか。
- 5 施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 6 現金の保管・管理は適切に行われているか。
- 7 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第 6 監査の主な実施内容

各施設に出向き、提出資料、諸帳簿等関係書類の内容分析、照合及び関係者からの説明聴取を行い、監査対象とした事務事業が適正に執行されているか否か、また、施設等の管理運営状況について確認を行った。

第 7 監査の結果

今回監査をした範囲における事務事業は、おおむね適正に執行されているものと認

められた。

簡易な内容等は、監査過程での指摘にとどめるが、今後とも、的確な判断に基づき、事務事業等が適正に執行されるよう望むものである。

監査結果の概要は、次のとおりである。

1 全般的な事項

(1) 出勤簿について押印漏れや不鮮明なものが見受けられたほか、年次有給休暇、特別休暇その他の申請について記載漏れが散見された。令和6年4月に改訂された資料「各種休暇等の申請及び取扱いについて」等に基づいた適切な処理に努められたい。

(2) 施設の維持管理については、建物、設備、遊具等の経年劣化による不具合が多く、維持管理に多額の費用を要するため、限られた予算の中、職員等の協力により対応するなどの努力をされている。しかしながら、保守点検において指摘されている不良箇所に対し、対応が追い付いていないものが多数見受けられるため、具体的な実施時期について計画を立て、優先度を考慮し順次対応していくよう努められたい。

今後も、園児、児童、生徒の安全を第一に考え、特に消防用設備等については人命に関わることから重要性、緊急性等を考慮し、適切な予算配分になるよう各施設の予算執行状況を確認する中で、予算の再配分を行うなど見直しを図りながら、不足する場合は財源について財政担当課と協議の上、迅速に修繕等の措置を講じられたい。

(3) 防災については、学校、園ごとに様々な状況を想定した避難訓練を行うとともに、無告知での緊急避難訓練をすることで、防災に対する意識を高めている。また、近年各地で発生している大規模災害に備え、避難場所及び引き渡しの確認や、各地域において想定される災害について学ぶ機会を設けるなどの対策がとられているところであるが、防災担当課や地域と連携し、避難対策を再度検討するなど、園児、児童、生徒の安全確保のための体制づくりに努められたい。

2 監査を実施した各施設に関する事項

※ 各施設の経費については、人件費、報酬、報償費、旅費並びに負担金補助及び交付金を除き記載してある。

対 島 出 張 所

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和30年4月1日

イ 延べ床面積 60.61 m²

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て（八幡野コミュニティセンター）の
1 階一部分

エ 竣工年月日 平成 4 年 12 月 25 日

- (2) 令和 6 年 9 月 30 日現在の職員数は、4 人（うち会計年度任用職員 2 人）である。
- (3) 伊東市役所出張所処務規則（昭和 30 年伊東市規則第 142 号）第 4 条による出張所で処理する事務は、次のとおりである。
- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑、死産、国民健康保険及び国民年金の資格の取得又は喪失に関する届出（申請）の受理及び証明書等の交付に関すること。
- イ 住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証サービスに関すること。
- ウ 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付等に関すること。
- エ 介護保険法被保険者の住所異動届出に関すること。
- オ 税務その他の証明に関すること。
- カ 死体（胎）埋火葬許可及び改葬許可に関すること。
- キ 斎場及び霊柩自動車の使用許可に関すること。
- ク 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに被保険者証の交付に関すること。
- ケ 市税、使用料、手数料その他公金の収納に関すること。
- コ 子ども医療及び児童手当支給の申請の受付に関すること。
- サ 広報その他の文書の取次ぎ及び連絡に関すること。
- シ その他市長が特に命じたこと。

(4) 本出張所における取扱業務量は、次のとおりである。

取 扱 業 務	件数(件)
戸 籍 関 係 届 出	10
住 民 基 本 台 帳 関 係 届 出	193
印 鑑 登 録 関 係 処 理	259
市 税 、 使 用 料 等 収 納 事 務	3,849
戸 籍 、 住 民 票 等 各 種 証 明 関 係	4,268
国 保 関 係 (税 収 納)	948
国 保 関 係 (そ の 他)	264
後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (保 険 料 収 納)	772
後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (そ の 他)	212
年 金 関 係	28
子 ど も 医 療 関 係	9
介 護 保 険 関 係 (保 険 料 収 納)	928
介 護 保 険 関 係 (そ の 他)	103
福 祉 関 係	257
上 下 水 道 関 係	666
教 育 関 係	152
マ イ ナ ン バ ー (個 人 番 号) 事 業	96
計	13,014

(意見)

(5) 備品について

脇机、ロビーチェア、書庫、ペーパーカッター及び空気清浄機の各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則（昭和 39 年伊東市規則第 38 号）第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(6) 公金の収納業務について

書類監査時において、つり銭等現金の取扱いについて確認を行ったところ、適正に処理されていた。また、統一的な収納マニュアルが作成され、公金の取扱いにおける体制が整えられていた。しかしながら、レジスターの使用は総務手数料に限られており、税金等については職員が各々管理しているが、レジスターにはつり銭を置かず、税金の納付用に用意されているつり銭から両替して使用している状況であった。現金の取扱いが複雑になると収納誤りの原因となる恐れがあるため、総務手数料のつり銭を準備するなど検討されたい。少人数で多様な業務を処理する出張所においては、日々細心の注意を払い業務を行っているが、1 日の最大取扱件数が 200 件を超える日もあるなど職員の負担は大きいと推察する。今年度新たに税金等を取

り扱うセミセルフレジスターの導入を予定しており、職員が現金を直接取り扱うことが大幅に減少することにより、収納誤りの発生防止や職員の負担軽減が期待できる。今後も収納マニュアルの確実な運用に努め、適正な収納をされるよう望むものである。

伊 東 小 学 校

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 令和 5 年 4 月 1 日

イ 用地面積 20,153 m²

ウ 延べ床面積 8,531 m²（うち校舎 6,974 m²、体育館 1,522 m²）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

(イ) 竣工年月 昭和 54 年 11 月

- (2) 令和 6 年 9 月 30 日現在の学級数は 23 学級（うち特別支援 6 学級）、児童数は 497 人で、職員数は県費負担の教職員 44 人（うち会計年度任用職員 7 人）と市職員 20 人（うち会計年度任用職員 17 人）である。市会計年度任用職員は、事務員、多人数学級支援講師、特別支援教育支援員、特別支援学級補助員、通級指導教室支援員、介助員及び学校司書である。

児童数の推移は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分	5年度	6年度
1学年	75	66
特別支援	5	4
2学年	75	74
特別支援	4	4
3学年	82	73
特別支援	8	8
4学年	79	80
特別支援	10	9
5学年	83	77
特別支援	10	11
6学年	108	80
特別支援	8	11
計	547	497

※ 児童数は、各年9月30日現在である。

※ 参考資料「各課資料」

※ 特別支援は、特別支援学級である。

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 9,550,108 円（需用費 4,907,230 円、使用料及び賃借料 1,774,643 円、備品購入費 1,826,743 円等）、情報教育推進事業

857,881 円(使用料及び賃借料等)、学校給食センター運営事業 12,320 円(委託料)、生活環境向上対策事業 23,100 円(役務費)である。修繕料は 632,665 円で、主なものはプール塗装補修修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、1,687,688 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	その他	計
令和6年 4月1日現在	枚	1,927	22	10	1,959
	円	159,379	1,100	4,600	165,079
受 け	枚	200	0	0	200
	円	31,200	0	0	31,200
払 い	枚	731	0	1	732
	円	21,026	0	370	21,396
令和6年 10月28日現在	枚	1,396	22	9	1,427
	円	169,553	1,100	4,230	174,883

(意見)

- (5) 備品について

パソコンデスク一式、掃除用ロッカー、マガジンスタンド、充電式クリーナー及び充電バッテリーの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、重複して備品登録したことから物品が無いものが 1 点、標示シールが貼付されていないものが 1 点、備品台帳と標示シールの類別番号が一致していないものが 2 点あったため、速やかに対処されたい。令和 5 年度に学校を統合したが、現在も旧小学校ごとに備品管理され名称も統一されていないように見受けられる。学校備品は数も多く、管理が大変であることは理解するが、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、早期に万全な管理体制を整え適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・ 非破壊安全検査 令和 6 年 4 月 25 日実施
- ・ 定期保守点検 令和 6 年 9 月 11 日実施

令和 6 年 9 月 11 日実施の定期保守点検では、28 点の遊具及び体育器具を点検し、19 点に何らかの指摘があり、そのうち 1 件は使用禁止の判定を受けている。指摘されたものについては、優先度を考慮し、安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 6 年 8 月 20 日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。来年度までの対応を考えているとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。

ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年 6 回の法定点検を行うことになっている。令和 6 年 6 月 7 日の点検では、改修要請 2 件が出されている。専門業者と対応を検討しているとのことであるが、漏電による火災等大きな事故につながる危険も考えられるため、速やかに対処されたい。

エ 安全対策及び防犯については、防犯カメラを設置し、児童の登校後は門扉を閉じ校舎への入口を一箇所に限定することで来校者を管理するなど、侵入者に対する対策が講じられている。また、1 年生を対象に交通安全教室を行い、登校時には交通指導員を配置することで児童の安全が図られている。今後も、児童が安心して登下校できるよう、警察等と連携を図り、安全確保できる環境整備に努められたい。

(7) スクールバスの運行について

令和 5 年度に 3 校が統合し学区が広域となったことにより、遠方から通う児童についてはスクールバスによる登下校を行っている。利用者数が昨年度に比べ減少しているようであるが、一斉下校することができず 2 便に分かれてしまうケースや、運行体制に自由が利かず学校活動に制限がかかるなど、限られた台数の中での運用が困難な様子がうかがえる。今後もバス会社の人員の減少が懸念されるところではあるが、他地域における学校統合によるスクールバスの運行も視野に入れ、利用者減少の原因を調査するとともに、学校活動が制限されることのないよう、バス会社と協議の上、利便性を考慮した運用に向け、検討されたい。

門 野 中 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日

イ 用地面積 30,494 m²

ウ 延べ床面積 7,542 m²（うち校舎 5,651 m²、体育館 1,609 m²）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て

(イ) 竣工年月 昭和 62 年 2 月

- (2) 令和 6 年 9 月 30 日現在の学級数は 8 学級、生徒数は 225 人で、職員数は県費負担の教職員 20 人（うち会計年度任用職員 2 人）及び市職員 4 人（うち会計年度任用職員 3 人）である。市会計年度任用職員は、事務員、特別支援教育支援員及び別室登校相談員である。

生徒数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1学年	107	66	78	78	69
2学年	96	105	67	78	78
3学年	92	95	107	67	78
計	295	266	252	223	225

※ 生徒数は、各年9月30日現在である。

※ 参考資料「各課資料」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 8,322,857 円（需用費 4,679,976 円、使用料及び賃借料 1,786,332 円、備品購入費 1,070,523 円等）、情報教育推進事業 53,790 円（使用料及び賃借料等）、学校給食管理事業 15,800 円（使用料及び賃借料等）、学校調理場運営事業 10,789,645 円（委託料等）である。修繕料は 135,553 円で、主なものは給食棟 2 階食堂空調基板修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、2,103,493 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	その他	計
令和6年 4月1日現在	枚	607	92	49	748
	円	48,975	5,080	22,300	76,355
受 け	枚	351	0	0	351
	円	38,404	0	0	38,404
払 い	枚	459	0	1	460
	円	27,854	0	370	28,224
令和6年 10月25日現在	枚	499	92	48	639
	円	59,525	5,080	21,930	86,535

(意見)

- (5) 備品について

食器戸棚、気化式冷風機、紙折機、ビデオデッキ及び掃除機の各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、標示シールが貼付されていないものが 1 点あったため、速やかに対処されたい。学校備品は数も多く、管理が大変であることは理解するが、備品は市

の大切な財産であるという認識を持って、今後も適切な管理に努められたい。

(6) 安全管理について

ア 施設内の体育器具等については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 6 年 4 月 26 日実施

・定期保守点検 令和 6 年 9 月 12 日実施

令和 6 年 9 月 12 日実施の定期保守点検では、15 点の体育器具等を点検し、6 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、優先度を考慮し、安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 6 年 7 月 23 日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報器具及び設備、誘導灯及び誘導標識並びに防火戸・防火ダンパー等連動設備と全ての項目において不良の指摘が見られた。来年度までの対応を考えているとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。

ウ 安全対策及び防犯については、危険管理マニュアルにより職員に対応を徹底し、安全な登下校について生徒に指導している。登下校の際、人通りが少なく暗い道が多いことから、職員による見回りを行い、倒木等の確認も行っている。また、不審者情報の保護者への連絡については、緊急連絡システムによる注意喚起及び情報提供に努めている。今後も、安全対策及び防犯対策の充実を図り、生徒の安全確保に努められたい。

八 幡 野 幼 稚 園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 28 年 7 月 1 日

イ 用地面積 2,448 m²

ウ 延べ床面積 508 m² (園舎)

エ 構 造 鉄骨造平屋建て

オ 竣工年月日 昭和 49 年 3 月 25 日

(2) 令和 6 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 33 人 (定員 158 人) で、職員数は 15 人 (うち会計年度任用職員 7 人) である。会計年度任用職員は、担任補助、栄養士、預かり保育講師、保育補助員、配膳員である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
3歳児	10	13	14	11	9
4歳児	23	11	14	14	9
5歳児	17	22	11	14	15
計	50	46	39	39	33

※ 園児数は、各年9月30日現在である。

※ 参考資料「各課資料」

- (3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 1,029,043 円(需用費 428,600 円、委託料 170,893 円、使用料及び賃借料 265,260 円等)、市立幼稚園一時預かり事業 247,458 円(需用費等)である。修繕料は 13,266 円で、配膳車の 1 年点検である。
- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	計
令和6年 4月1日現在	枚	11	19	30
	円	628	970	1,598
受け	枚	20	0	20
	円	900	0	900
払い	枚	2	0	2
	円	168	0	168
令和6年 10月25日現在	枚	29	19	48
	円	1,360	970	2,330

(意見)

- (5) 備品について

幼児用机、教材整理棚、石油ファンヒーター、コンパクトデジタルカメラ及びハンド型ワイヤレスマイクの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、現物は全て確認できた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 5 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 6 年 4 月 23 日実施
- ・定期保守点検 令和 6 年 6 月 20 日実施

令和 6 年 6 月 20 日実施の定期保守点検では、13 点の遊具を点検し、8 点に何らかの指摘があった。コンクリート遊具については既に修繕が完了し、修繕対応

が困難なものには職員による安全対策が施されているなど、園児の安全確保のため、迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

イ 安全対策及び防犯対策については、登園後は施錠し、防犯カメラで園内の様子を常時確認することで、不審者の侵入防止を図るとともに、警察署による防犯教室や講話、対応演習を行うなど防犯対策に取り組んでいる。また、登降園については、自動車による送迎が多いため職員が門付近に立ち、見守りや声掛けを行うとともに、交通指導員による交通教室を開催するなど、交通安全対策が講じられている。今後も、警察及び地域等とも連携し、園児の安全確保に努められたい。

ウ 防災対策については、火災や地震、様々な状況を想定した避難訓練、消防署による園児向けの講話や煙体験、職員の消火・通報訓練などを実施し、子どもたちが理解しやすいよう指導することで防災に対する意識の向上を図っている。また、地域の防災会議に出席するとともに、今年度から引渡訓練をコミュニティセンターで行うなど、大規模地震に備え、地域と連携した園児の安全確保対策を講じている。引き続き、実践的な訓練を繰り返し行い、園児の安全を第一に考えた体制作りに努められたい。

荻 幼 稚 園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 50 年 4 月 1 日

イ 用地面積 1,665 m²

ウ 延べ床面積 709 m² (園舎)

エ 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

オ 竣工年月日 昭和 50 年 3 月 25 日

(2) 令和 6 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 22 人 (定員 90 人) で、職員数は 10 人 (うち会計年度任用職員 3 人) である。会計年度任用職員は、保育補助員、預かり保育講師である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
3歳児	11	18	9	9	3
4歳児	16	12	16	10	9
5歳児	21	15	11	17	10
計	48	45	36	36	22

※ 園児数は、各年9月30日現在である。

※ 参考資料「各課資料」

- (3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 946,098 円（需用費 410,245 円、委託料 171,993 円、使用料及び賃借料 248,978 円等）、市立幼稚園一時預かり事業 278,612 円（需用費等）である。
- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	計
令和6年 4月1日現在	枚	47	4	51
	円	2,886	219	3,105
受け	枚	35	10	45
	円	1,380	630	2,010
払い	枚	7	0	7
	円	588	0	588
令和6年 10月28日現在	枚	75	14	89
	円	3,678	849	4,527

（意見）

- (5) 備品について

来客用テーブル、収納棚、ラベルライター、プロジェクター及び Bluetooth ワイヤレススピーカーの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、現物は全て確認できた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 5 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・ 非破壊安全検査 令和 6 年 4 月 23 日実施
- ・ 定期保守点検 令和 6 年 6 月 20 日実施

令和 6 年 6 月 20 日実施の定期保守点検では、9 点の遊具を点検し、4 点に何らかの指摘があった。修繕対応が困難なものには職員による安全対策が施されているなど、園児の安全確保のため、迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

イ 安全対策及び防犯対策については、登園後は門扉を施錠し、防犯カメラで常時確認することで不審者の侵入防止を図るとともに、年齢に合った防犯訓練により園児に繰り返し指導するなど、様々な防犯対策に取り組んでいる。交通安全については、門扉が車道に面していることから非常に危険であるため、職員が門前に立ち安全確保に努めるとともに、毎月交通安全日を設け歩行指導を行うなど、万全の注意が払われている。今後も、地域や警察とも連携し、園児の安全、安心の

確保に努められたい。

ウ 防災対策については、地震・火災避難訓練や、消防署による煙体験、職員の消火訓練、通報訓練を実施するとともに、土砂災害警戒区域に立地することから、6月と9月に土砂災害訓練も行っている。また、無告知訓練を行い、課題と改善方法を明確にすることで意識の向上を図るとともに、危機対策課の指導の下、安全な避難場所の把握に努めるなど、防災力を高めるための対策を講じている。昨今の気候変動に伴い大雨による甚大な被害が全国的に多発している中、園児の安全のため迅速な行動ができるよう、より一層の体制強化に努められたい。

玖 須 美 保 育 園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和42年5月8日

イ 用地面積 2,520.46 m²

ウ 延べ床面積 1,262.83 m² (園舎)

エ 構 造 鉄筋コンクリート造一部2階建て

オ 竣工年月日 昭和42年5月8日

(2) 令和6年9月30日現在のクラス数は6クラス、在籍園児数は67人(定員170人)で、職員数は36人(うち会計年度任用職員16人)である。会計年度任用職員は、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、看護師(病児保育専門員)、用務員である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0歳児	9	7	6	5	5
1歳児	11	14	15	14	6
2歳児	14	17	16	15	10
3歳児	18	17	17	16	17
4歳児	12	21	20	16	13
5歳児	23	12	22	19	16
計	87	88	96	85	67

※ 園児数は、各年9月30日現在である。

※ 参考資料「各課資料」

(3) 本園に係る支出としては、市立保育園管理運営事業 6,086,376 円(需用費等)、市立保育園管理運営事業(繰越明許) 1,708,025 円(需用費)、生活環境向上対策事業 508,200 円(需用費)である。修繕料は 2,903,961 円で、主なものは給食室エアコン修繕である。

(意見)

(4) 備品について

ユニットボックス、石油ファンヒーター、ペーパーカッター、クリッププロープ及びインパクトドライバーの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、現物は全て確認できた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(5) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 2 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 6 年 6 月 19 日実施

令和 6 年 6 月 19 日実施の非破壊安全検査では、10 点の遊具を点検し、5 点に何らかの指摘があった。ブランコについては既に修繕が完了し、修繕対応が困難なものには職員による安全対策が施されているなど、園児の安全確保のため、迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう、適切に対処されたい。

イ 安全対策及び防犯対策については、交通教室や防犯教室を実施し、年度初めには保護者と職員が交通当番を行うなど、送迎時のルールの周知と安全対策に取り組んでいる。園児の登園後は出入口を施錠し、用務員が園舎周りの整備時に周辺の状況確認をすることにより不審者が近寄りにくい環境づくりに努めるとともに、防犯カメラによる不審者の侵入防止体制をとっている。今後も、状況に応じた対応ができるよう、地域及び警察とも連携し、園児の安全確保に努められたい。

ウ 防災対策については、避難訓練、引渡訓練、消防署への通報訓練、水消火器を使用した消火訓練、煙体験等に取り組んでいる。津波浸水区域に該当することから、津波対策には特に力を入れており、高台に避難することを第一に考えた訓練を多く実施している。園舎奥の階段が崩れた場合など、様々な想定に基づく訓練を取り入れており避難経路の確保にも努められている。今後も、保護者や地域住民及び関係機関と連携し、継続して訓練を行うことで、防災に対する意識を高めるとともに、緊急時の安全確保に努められたい。

以 上